

資料1

食品に関する健康危機事案（伊藤ハム）の報告

（伊藤ハム東京工場において使用水からシアン化合物が検出された件について）

1 概要

- （1）柏市内にある伊藤ハム東京工場が管理する専用水道の自主検査において、シアン化合物イオン及び塩化シアン（以下、「シアン化合物」という。）、塩素酸が水道法で定める水質基準を超えて検出された。
シアン化合物：2，3号井戸浄水，2号井戸原水
塩素酸：1，2，3号井戸浄水
- （2）伊藤ハムにおいて、水質基準に適合しない水を使用して製造した製品の自主回収を行なった。
- （3）伊藤ハムにおいて、シアン化合物が検出された原因の究明調査を行うとともに、平成20年10月29日から操業を停止した。

2 主な原因

- （1）シアン化合物
 - ①浄水：消毒剤である次亜塩素酸ナトリウムの管理ミス
 - ②原水：地下水中の存在ではなく、原因が不明であった
- （2）塩素酸
品質の悪い次亜塩素酸ナトリウムの使用及び貯留タンクでの保管が適切でなかったこと

3 対策

- （1）2号井戸の全面使用停止
- （2）上水道の導入
食品の製造には、上水道及びシアン化合物の検出されなかった1号井戸水を使用
- （3）3号井戸浄水は床洗浄用水，空調冷却用水等の用途で使用
- （4）消毒剤は水道一級品使用
- （5）管理体制の改善
 - ①報告連絡体制の強化
 - ②マニュアルの改訂等

4 行政対応

- （1）平成21年1月19日
使用水・食肉製品及び施設の衛生状態の検査の結果，安全性及び管理体制に問題がないことを伊藤ハムに説明

(2) 平成21年1月20日
伊藤ハムは操業を再開

5 その他

伊藤ハムは、当面の間、製造に使用する1号井戸水のシアン化合物濃度のモニタリングを行ないながら、調査対策委員会でシアン化合物検出の原因究明を図っていく意向である。